

# 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル実施要領

令和5年5月1日

## 1. 目的

鏡野町国民健康保険病院は、鏡野町及び周辺地域の地域医療を支えている。当院の本館は建設後34年が経過し、老朽化の進行、療養環境の狭あい化、自然災害への対応等の課題の解決を行い、将来担う医療機能と整備内容を具体化し、安心・安全な地域医療を継続するために、新敷地において移転改築することとした。このたび新病院の設計にあたり、公平性、透明性を図りながらより優れた設計者を選定する公募型設計プロポーザルを実施する。

## 2. 業務概要

- |          |                             |                                 |
|----------|-----------------------------|---------------------------------|
| (1) 業務名  | 鏡野町国民健康保険病院建設事業             | 設計業務                            |
| (2) 業務内容 | 鏡野町国民健康保険病院建設事業             | 基本設計及び実施設計業務<br>共通仕様書、特記仕様書のとおり |
| (3) 発注者  | 鏡野町                         |                                 |
| (4) 履行期間 | 契約日の翌日から令和7年11月30日まで        |                                 |
| (5) 委託金額 | 鏡野町が予め定める予定金額を上限とする         |                                 |
| (6) 整備手法 | 設計段階から施工業者が技術協力で参画するE C I方式 |                                 |

## 3. 設計者選定の概要

### (1) 日程

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ・公告、プロポーザル実施要領の公表  | 令和5年5月1日～令和5年5月26日 |
| ・参加表明書に関する質疑書の提出期間 | 令和5年5月1日～令和5年5月12日 |
| ・参加表明書に関する質疑書への回答  | 令和5年5月19日          |
| ・参加表明書の提出期間        | 令和5年5月1日～令和5年5月26日 |
| ・一次審査結果公表及び通知      | 令和5年6月上旬           |
| ・技術提案書に関する質疑書の提出期間 | 令和5年6月上旬～令和5年6月9日  |
| ・技術提案書に関する質疑書への回答  | 令和5年6月16日          |
| ・技術提案書の提出期限        | 令和5年7月7日           |
| ・ヒアリング審査           | 令和5年7月20日          |
| ・二次審査結果の通知及び公表     | 令和5年7月下旬           |
| ・契約締結              | 令和5年7月31日          |

(2) 審査委員会

本業務の選定にあたっては、鏡野町国民健康保険病院公募型設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）の評価に基づいて行うこととする。

(3) 委託料

鏡野町が予め定める予定金額を上限として決定する。

(4) 説明会の開催

本業務に関する説明会は開催しない。個別に現地調査等を行う場合には、近隣居住者、通行人等に迷惑が掛からないように十分注意すること。

4. 参加者の条件

(1) 本プロポーザルの参加条件は、次のとおりとする。

- ① 単体企業であること。
- ② 平成20年4月以降、内科系及び外科系の診療科を有する病床数50床以上の免震構造の病院の新築・改築の設計実績があること。
- ③ 管理技術者及び各担当主任技術者は、内科系及び外科系の診療科を有する50床以上の病院の新築・改築の設計実績があること。

5. 参加者の資格

(1) 本プロポーザルの参加資格は、次のとおりとする。

- ① 本手続への参加を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間に、鏡野町長の指名停止の措置を受けていない者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続き開始の申立て又は破産手続中でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立て者又更生手続中の者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て者又は再生手続中でないこと。
- ⑦ 個人情報の取扱いについて、「個人情報保護法」「各省庁が作成した個人情報保護法に関するガイドライン」、「鏡野町個人情報保護条例」を遵守することができること。
- ⑧ 鏡野町暴力団排除条例（平成23年鏡野町条例第16条）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。
- ⑨ 次に該当しない者。

- (ア) 鏡野町国民健康保険病院設計プロポーザル審査委員会の委員
- (イ) (ア) に掲げる者が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者
- (ウ) 鏡野町職員

## 6. 手続等

### (1) 事務局

鏡野町総合政策室

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

電話：0868-54-2983

FAX：0868-54-2988

E-mail：seibi-hp@town.kagamino.lg.jp

### (2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

#### ① 資料名

- (ア) 鏡野町国民健康保険病院 新病院基本構想・基本計画
- (イ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル実施要領
- (ウ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル参加表明書作成要領
- (エ) 鏡野町国民健康保険病院 公募型設計プロポーザル参加表明書様式集
- (オ) 鏡野町国民健康保険病院 現病院配置図・平面図
- (カ) 共通仕様書
- (キ) 特記仕様書

上記資料は、鏡野町のホームページから入手すること。

URL：<http://www.town.kagamino.lg.jp/?p=338020>

#### (ク) 敷地測量図

交付を希望する者は、電子メールにより事務局に請求すること。

E-mail：seibi-hp@town.kagamino.lg.jp

#### ② 交付期間 令和5年5月1日(月)から令和5年5月26日(金)まで

### (3) 参加表明書の提出

#### ① 提出期限 令和5年5月26日(金)16時30分

#### ② 提出場所 上記6の(1)に同じ。

③ 提出部数 10部(正本1部、副本9部)。その他、選考に必要なデータをPDF化しCD-Rに保存し1部提出。CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること。

#### ④ 提出方法 持参又は送付

(書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限日必着のこと。)

### (4) 参加表明書に関する質疑書の提出方法及びその回答方法

① 質疑書は、文書(参加表明書作成要領の様式7)を電子メールにより提出すること。

なお電子メール送信の際は、件名に「鏡野町国民健康保険病院設計業務に関する質疑」と記した上で送信し、必ず受信の確認を行うこと。

文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

(ア) 質疑書の提出先：上記 6 の (1) に同じ。

(イ) 質疑書提出期間：令和 5 年 5 月 1 日(月)から令和 5 年 5 月 12 日(金)まで

②質疑に対する回答は、鏡野町のホームページで公表する。

(5) 技術提案書提出要請者の選定及び通知（第一次審査）

①町長は、参加資格を認めた者のうちから、審査委員会の選考を経て技術提案書の提出を要請する者を選定する。

②町長は、①の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請を書面により通知するものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。（技術提案書提出要請を受けた者は、技術提案書を提出のこと。）

③技術提案書のテーマ及び技術提案書作成要領など必要な事項については、今後の審査委員会で決定した後に提出者に通知する。

(6) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和 5 年 7 月 7 日(金) 16 時 30 分

②提出場所 上記 6 の (1) に同じ。

③提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）。その他、選考に必要なデータを PDF 化し CD-R に保存し 1 部提出。CD-R には、業務名及び会社名を明記すること。

④提出方法 持参又は送付

（書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限日必着のこと。）

⑤様式 技術提案書作成要領は、技術提案書提出要請通知と共に送付する。

(7) 技術提案者の特定（第二次審査）

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者各 1 者を特定する。第二次審査の詳細は別途通知する。

7. 参加表明書の評価項目・評価事項及び技術提案書の評価項目・評価事項

(1) 参加表明書の評価項目・評価事項（第一次審査）

評価項目	評価事項
1. 事務所の実力（業務経歴等）	同種業務実績数、技術者数、有資格者数
2. 担当チームの能力 （技術者等の経験と能力）	管理技術者及び担当主任技術者等の資格・経験、業務実績、繁忙度

(2) 技術提案書の評価項目・評価事項(第二次審査)

評価項目	評価事項	
1. 取組意欲	ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。	
2. 業務実施内容及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度	業務内容、業務背景の理解度が高い場合に優位に評価する。
	業務実施方針	概略の設計・監理工程における業務の概要と発注者側への対応について。 提案の的確性、実現性等を総合的に評価する。
	課題に対する技術提案①から④程度	課題について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。
3. コミュニケーション能力 (協調性)	ヒアリングにより、設計を進める上でのパートナーとしてふさわしいと感じられる場合には評価する。	

(3) 設計業務委託料参考見積書は評価の対象とはせず、また公表もしない。

設計業務委託料参考見積書は、基本設計・実施設計・追加業務・ボーリング業務に分けて提出すること。書式は、各社のものとする。

8. 審査委員会

プロポーザルによる最優秀者及び優秀者の特定までに関わる審査は審査委員会で行う。

9. 審査

(1) 第一次審査結果の公表

令和5年6月上旬

(2) 第二次審査結果の公表

令和5年7月下旬

10. 失格要件

- (1) 参加条件及び参加要件を満たさない場合は失格となる。
- (2) ヒアリングに出席しなかった場合は失格となる。
- (3) 本プロポーザルに関して公正な競争が妨げられるような記載又は行為等があった場合は失格となる。

11. 随意契約に係る見積書の徴取等

- (1) 審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり、設計業務委託料見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を設計業務委託料見積書の徴取の相手方とする。
- (2) 設計業務委託料の額は、鏡野町が予め定める予定金額を上限として決定する。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨：日本語及び日本円とする。
- (2) 契約書作成の可否：プロポーザルによる設計者の特定後、業務委託契約時に作成する。
- (3) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 本件業務受注者と当該工事請負者の受注資格

本件業務を受注した設計事務所（協力を受ける他の協力事務所等を含む）が建設業等と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業等の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。

(5) 非選定及び非特定理由の説明

- ①技術提案書の提出者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうちプロポーザルによる設計者として特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

②選定結果及び特定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) その他

①提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。

②参加表明書及び技術提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。

③提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及びプロポーザルによる設計者の特定以外に提出者に無断で使用しない。

④参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

⑤提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑥提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

⑦提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

⑧技術提案書の提出者として選定された者を公表することがある。

⑨審査結果及び提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

⑩技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

⑪参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1案とする。